

国公立大学学校推薦型選抜・総合型選抜、
及び私立大学推薦入試の方針

令和3年7月20日
白陵高等学校

・大学受験において推薦入試を活用できる者の基準を、以下の通りに定める。

1 推薦される志願者の基準について

- (1) 推薦入試の本質からして、原則として志願者の第一志望校に限り推薦を認める。ただし、また、出願後はいかなる事由があっても辞退は認めない。
- (2) 志願者は、学校生活に前向きに取り組み、努力が認められなければならない。
- (3) 志願大学に明確な要件がある場合は、そのすべてに該当しなければならない。
- (4) 推薦は併願可能な私立公募推薦校を除き、一人につき一つまでとする。

2 志願における要件および選考

(1) 国公立大学学校推薦型選抜について

- ア 志願者の第一志望校である。
- イ 出願締め切り期日の原則2ヶ月前までに現役生は学級担任、過年度卒業生は卒業時担任(学年主任)に直接連絡し、その際志望理由と自己推薦書も合わせて提出すること。但し、定員がない場合は1か月前まで受理する。
- ウ 推薦者は、選考委員による校内選考会議を経て、志望理由・自己推薦書・功績・学業成績等に基づき校長が決定する。必要があれば志願者と面接を実施する。
- エ 大学が定める定員がある場合は、推薦者決定後の辞退も認めない。

(2) 国公立大学総合型選抜について

- ア 志願者の第一志望である。
- イ (1) 学校推薦型選抜のイおよびウに準ずる。

(3) 私立大学指定校推薦ならびに学校型推薦について

- ア (1) 学校推薦型選抜のア、イ、ウおよびエに同じ。

(4) 私立大学公募推薦について

- ア 専願の場合は第一志望校またはそれと同等のものに限る。
- イ 専願、併願にかかわらず、出願締め切り期日の1ヶ月前までに現役生は学級担任、過年度卒業生は卒業時担任(学年主任)に直接連絡し、その際必要書類も合わせて提出すること。
- ウ たとえ併願可能な推薦であっても、推薦の本質からして、合格者についての入学は約束されなければならない。

附則

・この規則は、令和4年2月に改訂